

船舶インシデント調査報告書

令和6年12月18日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（推進器故障）
発生日時	令和6年6月12日 09時00分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市上島南西方沖 上島灯台から真方位221° 1,650m付近 (概位 北緯34°40.6′ 東経134°42.1′)
インシデントの概要	プレジャーボートみらいは、航行中、操舵ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和6年6月24日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート みらい、5トン未満（長さ7.14m） 252-17075兵庫、個人所有 ディーゼル機関、船内外機、4サイクル、出力110.3kW、回転数毎分3,250、6気筒、ボア90.0mm、使用燃料軽油、機関製造年月日不詳、平成2年12月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り場を移動する目的で5ノット以下の対地速力で航行中、操舵ができなくなった。</p> <p>船長は、舵輪の動きが推進装置（以下「アウトドライブ」という。）に伝わらなくなっていたので航行不能と判断し、118番通報して救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した巡視艇によりえい航されて出航地に戻った。</p> <p>船長は、えい航後にアウトドライブを点検したところ、「舵輪の動きをアウトドライブに伝達する金具」（以下「ステアリング金具」という。）の取付ボルト2本が緩んで、ステアリング金具が外れていることを認め、後日、ステアリング金具を取り付け直し、操舵に異常がないことを確認した。</p> <p>船長は、親族が所有していた本船を令和5年10月ごろに譲り受け、陸上施設で保管されていた本船のアウトドライブの整備を自身で行った際、ステアリング金具を外してアウトドライブを取り外し、アウトドライブ及びステアリング金具を取り付け直していた。</p> <p>船長は、整備作業を終えた後、本インシデント当日が本船を初めて運航した日であった。</p>

	<p>船長は、ステアリング金具を取り付け直した際に少しガタつきがあったので、ステアリング金具の取付ボルト2本が航行中の振動で緩み、ステアリング金具が外れたのではないかと本インシデント後に思った。</p>
分析	<p>本船は、航行中、船長が自身で取り付け直したステアリング金具が外れたことから、操舵ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>ステアリング金具は、船長が自身で取り付け直した際にガタつきがあったことから、確実に固定されておらず、航行中の振動により取付ボルト2本が緩み、外れた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が航行中、船長がステアリング金具を自身で取り付け直した際に確実に固定しなかったため、ステアリング金具が外れ、操舵できなくなったことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、整備作業において、固定されているべき部品にガタつきが生じることがないようにしっかりと固定すること。